

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	第3回成年後見制度利用促進協議会
開 催 日 時	令和7年3月14日(金) 午前10時00分～午前11時00分
開 催 場 所	伊勢崎市役所東館5階第2会議室
出 席 者 氏 名	(委員) 堀川会長、細井副会長、山本委員、内山委員、町田委員、茂木委員、徳江委員 (事務局) 【高齢政策課】 関口課長補佐、小暮主査 【地域包括支援センター】 瀧澤主幹、有岡主査 【障害福祉課】 澁谷主査 【障害者センター】 岩立主査 【伊勢崎市社会福祉協議会】 佐藤係長、田島相談員
傍 聴 人 数	0人(公開)
会 議 の 議 題	1 開会 2 協議事項 (1) 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画について (2) 令和6年度の実績報告について (3) 令和7年度の業務内容について (4) 認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について 3 その他 4 閉会
会 議 資 料 の 内 容	1 次第 2 委員名簿 3 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画(案)、第4期伊勢崎市地域福祉計画(案)(資料1) 4 成年後見制度利用促進事業実績(令和6年10月～令和7年2月分)(資料2) 5 成年後見制度利用促進体制整備に係る取組状況と今後の展望(資料3) 6 伊勢崎市認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱(改正案)(資料4)

会 議 に お け る
議 事 の 経 過
及 び 発 言 の 要 旨

1 開会

2 報告事項

(1) 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画について

- ・ 前回協議会や地域福祉計画庁内検討委員会等での意見を踏まえて作成した基本計画（案）（資料1）について説明し、意見を聴取した。

【委員の質問】

- ・ （地域福祉計画）90ページの行政の取り組み（1）成年後見制度の運用充実の内容の文中「成年後見制度利用の必然性があるにも関わらず（以下省略）」と表記されているが、「必然性」ではなく「必要性」なのではないか。

【事務局回答】

- ・ 前回までの協議会で示していた計画案で、該当する箇所は「必要性」と表記していた。誤植と思われるため、可能であれば修正する。

【委員の意見】

- ・ 89ページの成年後見制度の解説について。現在、令和8年度以降の成年後見制度の大きな改正（三類型の一元化や終身ではなく有期の制度としての見直し等）について審議されている。当該基本計画は、令和11年度までを計画期間としているため、制度の改正があった場合、計画の変更が可能であれば変更するに越したことはないが、難しいようであれば「令和7年3月時点のもの」と割り切り、説明できるようにしておけば良いのではないかと。

【委員の意見】

- ・ （上記の意見に続き）法制審議会へ成年後見制度の見直しについて諮問がなされ、制度の改正に向けて議論が開始されたため、法改正は必至と思われる。修正が可能であれば、89ページの解説の下の方に米印で改正される可能性がある旨の文言を加えても良いのではないかと。

【委員の質問】

- ・ 97ページの施策3（2）成年後見制度利用者数の評価指標について。当該人数は、年度中に新たに申立てを行った人数ではなく、当該制度を利用している人数ということで間違いはないか。

【事務局回答】

- ・ お見込みの通り。

【委員の意見】

- ・ 97ページの評価指標について。権利擁護支援の手立てとして、成年後見制度だけではなく日常生活自立支援事業（以下、「日自」という）がある。国の専門家の意見では、権利擁護そのものを推進していくため、権利擁護利用促進と名称を変更するなどの意見も出ている。日自もあることをアピールするため、日自の評価指標も当該計画に入れても良いのではないかと（修正が可能であれば）。

	【委員の意見】 ・（上記の意見に続き）施策３の評価指標は、あくまで成年後見制度に特化した部分の数値目標であるため、様々な意見はあると思うが、成年後見の数値のみで良いではないか。 【委員の質問】 ・ 97ページの施策３（１）成年後見制度周知のための講演会の参加者数の評価指標について。令和１１年度の目標値が１００人となっている。今まで社協で研修会やセミナーを請け負う中で、会場は社協で行っているが、今後は緋の郷などの大きな会場で募集人数を増やしていく必要があるのか。 【事務局回答】 ・ 当該評価指標は、講演会等の参加者数ということで、必ずしも市民だけではなく、現在、実施している支援者向け研修会の参加者も含めるべきだと考える。令和６年度は、支援者向け研修会を２回、市民向けセミナーを１回実施しており、トータルの参加者が７８名となっているため、必ずしも大きな会場で実施する必要はないと考えている。 （２）令和６年度の実績報告について ・ 成年後見制度利用促進事業実績（令和６年１０月～令和７年２月分）（資料２）を用いて、成年後見相談センター立ち上げ後の相談件数等について報告し、意見を徴取した。 【委員の意見】 ・（センター立ち上げの）初年度で、訪問相談をしていることに興味した。経験を積まなければ、なかなか実施できないことなので。 【委員の意見】 ・ 専門職としての立場で（月１回の）専門相談を実施してきたが、民事信託などの相談もあり、なかなか骨のある内容であった。それと、専門相談の入り口を必ずしも、かつちり“成年後見制度”に限定する必要はないように思えた（制度とかけ離れていなければ）。成年後見制度は、ひとつの手段であるため、相談を受けた結果、制度の利用に結びつかない場合もあるため、相談内容の「その他」の部分が若干増えても仕方がないのではないか。反対に、入り口が成年後見制度でなくても、結果的に制度に結びつくこともあるため、柔軟に考える必要があると思う。 【委員の質問】 ・ 相談経路で、居宅介護支援事業所や障害者相談支援事業所、民生委員等から相談が来ているようだが、その後、個人情報等を理由に相談が途切れてしまうのか、相談した後も連携していくのか。 【事務局回答】 ・ 相談内容は、情報提供というよりは、相談者（ケアマネ
--	---

ジャーや相談員）が担当している個別ケースに関する相談がほとんど。1回の相談では終結せず、問題解決に向けて連携を図り、何度もやり取りをすることがある。

（3）令和7年度の業務内容について

- ・成年後見制度利用促進体制整備に係る取組状況と今後の展望（資料3）を用いて、令和7年度については、中核機関において、令和6年度の業務に加えて、アウトリーチ（関係機関へのヒアリング等の訪問調査や自宅や施設を訪問する出張相談）を実施することを報告した。

（4）認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について

- ・伊勢崎市認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱（改正案）（資料4）を用いて、令和4年度から令和7年度に至るまでの改正点について説明し、意見を聴取した。

【委員の意見】

- ・後見監督人等を助成の対象と（要綱上）明記するのは、群馬県内で初ではないか。先進的な取り組みといえる。

【委員の質問】

- ・前橋市などは、市長申立てを行う際は、市の職員が申立て書類を作成しているが、書類作成援助代や代理援助代を助成の対象としていることで、市長申立ての案件についても司法書士や弁護士に委託をすることができるのではないか。それによって職員の負担軽減となるのでは。

【事務局回答】

- ・伊勢崎市も、市長申立てについては職員が書類を作成している。書類作成援助代等の助成対象は、市長以外の親族や本人による申立てを対象としている。市長申立ての案件については、引き続き職員が作成をし、今のところ、委託をする考えはない。

【委員の意見】

- ・書類作成援助代や代理援助代が当該利用支援事業の対象となることも、弁護士会で周知したい。

【委員の意見】

- ・伊勢崎市の利用支援事業は、使い勝手が良い。法テラスにも申立てに係る助成があるが、あくまで申立人の資力がベースで、申立人にある程度の収入があると利用できず、申立てに関する協力を断られてしまうことがある。当該利用支援事業は、本人の資力がベースで、書類作成援助代を助成してくれるため、親族の協力が得やすく制度の利用促進につながるのではないか。

	3 その他 事務局より次回の協議会の日程について、詳細は未定であるが、目安としては6月以降に実施することを伝えた。 4 閉会
--	--